

令和3年度

第1回我孫子市国民健康保険運営協議会

会 議 録

開催日時 令和3年11月22日

開催場所 庁舎分館中会議室

- 1 招 集 日 時 令和3年11月22日(月) 午前10時開会
- 2 招 集 場 所 分館 中会議室
- 3 出 席 委 員 宇田川勝委員 関根秀子委員 高橋裕委員
根本孝英委員 牧則子委員 山田進司委員
- 4 欠 席 委 員 石川浩之委員 佐藤昭宏委員 神かほる委員
吉野寿美委員
- 5 出席事務局職員 三澤健康福祉部長 本庄国保年金課長
事務局 望月主査長
山本主任 澤井主任
- 6 公開／非公開の別 公開
- 7 傍聴人 0名
- 8 会議に関する事項
 - 一 開 会
 - 1 資料確認
 - 二 議事
 - 1 令和2年度国民健康保険事業特別会計決算について
 - 2 我孫子市健康福祉総合計画推進協議会委員の選任について
 - 3 その他
 - 三 閉会

目 次

一 開 会

1. 資料確認 3

二 議 事

1. 令和2年度国民健康保険事業特別会計決算について 5
2. 我孫子市福祉総合計画推進協議会委員の選任について 15
3. その他 17

三 閉 会

午前10時01分開会

一 開 会

○事務局 定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、御出席頂きましてありがとうございます。また、皆様方には、日頃から国民健康保険事業の運営につきまして、御理解と御協力を頂き、心より感謝申し上げます。

本日、司会を務めさせていただきます野口です。どうぞよろしく申し上げます。

これより令和3年度第1回我孫子市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

資料確認

○事務局 我孫子市国民健康保険条例施行規則第8条の規定で、本会議は委員の半数以上の出席をもって成立となります。

本日は10名の委員のうち6名の出席がございますので、会議は成立しておりますことを御報告させていただきます。

本日、お集まり頂きましたのは、「令和2年度国民健康保険事業特別会計決算について」、「我孫子市福祉総合計画推進協議会委員の選任について」につきまして、委員の皆様にご報告、御説明をするとともに、御意見を頂きたいと考えております。本日は、何とぞよろしくお願いいたします。

次に、会議を始めるに当たり、本日の資料を確認させていただきます。

初めに、先日、委員の皆様にお送りした資料といたしまして、会議次第、資料No.1「令和2年度国民健康保険事業特別会計決算について」、資料No.2「我孫子市福祉総合計画推進協議会委員の推薦について（依頼）」。

次に、本日机の上に配付いたしました資料として、協議資料ではありませんが、「令和3年度我孫子市国民健康保険事業概要（令和2年度実績）」を配付させていただきましたので御確認をお願いいたします。

もう一つ、ページ番号3の1枚の資料は、資料No.1の3ページに訂正がありますので、

差し替えをお願いします。3ページの4番、「国民健康保険税収納状況」となっていますが、この金額は一般分のみであり還付未済額控除後のものあることから、説明を追加し、訂正しています。

資料のない方がいらっしゃいましたら、事務局で用意しておりますので、お申し出ください。よろしいでしょうか。

委嘱状交付

○事務局 それでは、会議を始めさせていただきます前に、人事異動により新たに委員になられました、ちば東葛農業組合の山田様へ委嘱状の交付を三澤部長からお願いいたします。

山田様、三澤部長、前へお願いします。

(委嘱状交付)

○事務局 また、今年度4月の人事異動により、新たに担当となった職員を紹介させていただきます。

給付担当主査長として望月が配属となりました。よろしく申し上げます。

○事務局 給付担当の望月と申します。よろしく申し上げます。

○事務局 なお、本日は、我孫子医師会の佐藤様、我孫子市歯科医師会の石川様、公立学校共済組合の神様、保険医代表の吉野様の4名が欠席との連絡がございました。

以上につきまして御報告させていただきます。

開会に当たりまして、健康福祉部長の三澤から挨拶させていただきます。

○事務局 皆さん、おはようございます。前任の松谷部長の後、この4月から健康福祉部長となりました三澤と申します。よろしく申し上げます。

本日はお忙しい中、お集まり頂きどうもありがとうございます。また、日頃から本市の国民健康保険事業に多大なる御尽力を頂くとともに、市政全般にわたり、御理解、御協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により受診控えがあったことから、総体的に医療費は下がっていますが、国保の構造的な問題である高齢者の加入割合が非常に高いことや、がんなどの治療による高度な治療の保険適用が増えたことなども影響し、1人当たりの医療費は依然として高い状態が続いています。

特定健診の受診率の向上や保険者努力支援制度の重点項目である生活習慣病の予防事業、糖尿病重症化予防事業に取り組むことにより、医療費の適正化と健全な国保財政の運営に努めてまいりますので、今後とも御指導のほどよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、十分審議していただき御意見を頂きますよう、よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、議事に移ります。

我孫子市国民健康保険施行規則第6条により、会議の議長は会長が当たることとなっております。これより会長に議事進行をお願いいたします。

二 議 事

1. 令和2年度国民健康保険事業特別会計決算について

○会長 改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいま事務局より、本日の会議は定足数を満たしており、会議は成立しているとの報告がありましたので、これより令和3年度第1回我孫子市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

早速ですが、次第に沿って議事を進めさせていただきます。ぜひ会議が円滑に行えますよう、皆様の御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議題1「令和2年度国民健康保険事業特別会計決算について」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 給付担当の望月です。

本題に入る前に、我孫子市国民健康保険の動向等を御理解いただくため、直近5年の主要指標の推移について説明します。申し訳ございませんが、着座にて説明させていただきます。

さきに送らせていただいた資料のうち、資料No.1「令和2年度国民健康保険事業特別会計決算について」という資料の4ページをお開きください。

初めに、被保険者数と医療費総額の関係とその推移について説明します。

表の上にある濃い線は被保険者数、下にある薄い線は世帯数を表しています。被保険者数及び世帯数ともに減少傾向にあります。これは後期高齢者医療への移行や平成28年1

0月からの被用者保険の適用拡大が要因と考えられます。

5ページを御覧ください。棒グラフの薄い棒が一般被保険者数、濃い棒が退職被保険者数、折れ線グラフは総被保険者数に対する65歳以上75歳未満である前期高齢者の割合を表しています。被保険者数の総数が減少している一方で、前期高齢者の割合が増加しています。これは少子高齢化や平成28年10月からの被用者保険の適用拡大により、働き手である年代が減少したことが要因と考えられます。

なお、退職者医療制度は平成27年3月末に廃止されており、経過措置により年々対象者が減少し、令和2年度は0人となりました。

6ページをお開きください。棒グラフが療養諸費、折れ線グラフは1人当たりの療養諸費を表しています。

なお、ここで言う療養諸費は、医療機関や薬局などの窓口で患者さん自身が支払った分を除いた費用等になります。令和2年度は、療養諸費、1人当たりの療養諸費は、ともに減少しています。これは新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えが要因と考えられます。

7ページを御覧ください。折れ線グラフのマーカが、「●」が全体、「▲」が前期高齢者、「■」が65歳未満の1人当たりの医療費を表しています。

なお、ここで言う医療費は、さきに説明した療養諸費とは一致しません。本来であれば同じ療養諸費の値でお示しするべきところですが、年齢別の支出額を把握することができないため、近似値となる事業年報の医療給付の値を使用しています。このため傾向は把握できると考えています。こちらにつきましても、6ページの療養諸費と同様、減少しています。

前期高齢者の1人当たりの医療費は減少していますが、高額な傾向にあります。これは高齢化や医療の高度化が要因と考えられます。被保険者数が年々減少しており、前期高齢者の1人当たりの医療費も減少したため、医療費総額も緩やかに減少となりました。

8ページをお開きください。現年収納額と収納率の推移ですが、被保険者数の減少に伴い収納額は減少傾向にありますが、収納率は増加傾向にあります。この収納率の高さは、滞納整理の着手に努めるとともに、財産調査とそれに基づく滞納処分の積極的な推進に取り組んだ結果です。

なお、平成31年度に収納率が低下した要因としては、例年4月、5月に実施している9期、10期の督促状の発送を、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出さ

れたことを考慮して次年度へ延期したことが大きな要因であると考えられます。

それでは本題の令和2年度国民健康保険事業特別会計決算について説明します。

なお、令和2年度国民健康保険事業特別会計の決算については、監査委員及び市議会の承認を得ていることを御報告いたします。

初めに、決算総額です。1ページをお開きください。

まず、歳入の決算額は、表の一番下の行の左から5列目に記載のとおり、115億4,938万2,350円、対前年度比は同じ行の一番右の列に記載のとおり、4.5%の減となりました。

続きまして、2ページをお開きください。

歳入の決算額は、上の表の一番下の行の左から4列目に記載のとおり、114億7,938万3,103円、対前年度比は同じ行の一番右の列に記載のとおり、4.7%の減となりました。

歳入歳出差引額は、下の表に記載の一番下の行の左から4列目のとおり、6,999万9,247円、前年度比は1,575万8,305円、29.1%増加しました。これが令和2年度の国民健康保険事業全体の決算総額の状況です。被保険者数の減少に伴い、歳入歳出ともに減少しています。

続きまして、歳入の説明です。1ページ目にお戻りください。

歳入を構成する各科目の状況について、主なものを説明します。なお、表の左から5列目にあります「決算額」の欄を中心に説明します。

まず、科目の一番上、保険税です。上から3行目の「保険税(計)」のとおり、決算額は前年度に比べ1億94万4,417円減少し、25億1,012万6,050円となりました。

ここで3ページをお開きください。一番下の表「4 国民健康保険税収納状況」のとおり、2年度の収納率につきましては、現年度分が93.44%、過年度、要するに滞納繰越分が18.59%となり、前年度比で、現年度分については0.66ポイントの増加、過年度分については0.84ポイントの減少となりました。

なお、合計では74.97%となり、前年度比で1.27ポイントの増加となりました。平成31年度はコロナウイルス感染症の影響により督促できない時期があったことから、収納率が下がりました。令和2年度は滞納整理及び滞納処分を通常どおり行ったことにより、収納率も例年並みに回復しました。

それでは、1 ページ目にお戻りください。決算額の右隣の列、保険税の「不納欠損額」は地方税法第18条の規定に基づく時効等の事由により欠損処分をしたものになります。「保険税（計）」の不納欠損は8,447万3,716円で、前年度に比べ1億94万4,417円の減少となりました。これは、財産調査等に基づき生活窮迫や財産及び所在不明による執行停止を行ったことにより、執行停止3年を経過した不納欠損が減少したものです。

次は、下に行きまして国庫支出金です。社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、保健医療機関等が医療保険の資格確認等をオンラインで確認できるオンライン資格システムの運用開始に向けたシステム改修費用の補助金で、決算額は合計で393万9,000円となりました。

次に、1つ飛びまして国民健康保険災害等臨時特例補助金です。新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方に対して免除を行った保険税についての国からの交付金で、決算額は1,177万4,000円となりました。

次は、県支出金です。保険給付費等交付金（普通交付金）は、市が保険給付費に要した費用に対して交付される交付金で、決算額は78億588万5,637円となりました。

その下の保険給付費等交付金（特別交付金）は、市町村の特別の事情に応じて交付される保険者努力支援制度分、特別調整交付金分、都道府県繰入金の2号繰入金分、特定健康診査等負担金分を合わせた交付金で、決算額は1億7,364万8,000円となりました。

下に行きまして、次は繰入金です。これは市の一般会計から国保特別会計への繰入金です。一番大きなものは保険基盤安定繰入金で、保険者支援分、保険税軽減分があり、一般会計で受け入れた国、県からの交付金を主な原資としています。決算額は前年度に比べ1億940万9,621円増加し、9億5,784万1,329円となりました。

次は、繰越金です。繰越金については、平成31年度の決算に伴う歳入歳出の差引残額の5,424万942円を令和2年度に繰り越しました。

最後に、諸収入です。これは保険税の延滞金や交通事故で生じた医療費を加害者に請求し納付された第三者納付金などで、決算額は前年度に比べ757万1,913円減少して3,189万4,265円となりました。

不納欠損は14万3,028円となりました。これは被保険者であった方が我孫子市の国民健康保険の資格がない時期に医療保険にかかったときの医療費の保険者負担分に係る

もので、発生から5年を経過した債権を時効により不納欠損としたものです。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出の説明です。2ページをお開きください。歳出を構成する各科目の状況について、主なものを説明します。

まず、科目の一番上、総務費は、職員の人件費、窓口業務の委託料、保険給付や保険税の賦課・徴収に係る事務に要した経費です。決算額は、総務費（計）のとおり、前年度に比べ256万9,507円減少し、2億283万4,620円となりました。

下に行きまして、次は保険給付費です。いずれも一般被保険者分と退職被保険者等分を合計した額になります。

一番上の療養諸費は、医療機関や薬局などの窓口で患者さん自身が支払った分を除いた費用と考えていただければと思います。加えて、接骨院でかかった費用や、医師の指示に基づいて、はり・きゅう・マッサージを受けたり、治療用装具としてコルセットなどを購入した方への給付や、国保連合会に委託している診療報酬の審査支払事務の手数料が含まれています。決算額は前年度に比べ4億7,777万1,757円減少し、68億3,272万7,778円となりました。なお、歳出に占める割合は約59.5%でした。

次は、高額療養費です。高額療養費制度は、暦の1か月の中で限度額を超えて医療機関等の窓口でお金を支払った場合に、その差額を支給するものです。決算額は前年度に比べ510万8,176円減少し、9億7,870万5,314円となりました。

次に、出産育児諸費です。出産育児一時金として被保険者にお子さん生まれたときに42万円を支給するものです。決算額は前年度に比べ544万774円減少して、2,511万8,551円となりました。

次に、葬祭諸費です。被保険者がお亡くなりになったときに、喪主の方などに5万円を支給するものです。決算額は前年度に比べ120万円増加し、965万円となりました。

次に、傷病手当金です。被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり、新型コロナウイルスの感染が疑われ、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に就くことを予定した日について支給するもので、決算額は36万2,232円となりました。

次に、事業費納付金です。医療給付費分は、県が保険給付費の推計を基に、保険料収納必要総額を算出し、当該総額を医療費水準及び所得水準に応じて県内の各市町村に納付金として割り当てられた額となります。決算額は22億8,535万2,101円となりま

した。

後期高齢者支援金等分は、県が後期高齢者支援金の推計を基に、保険料収納必要総額を算出し、当該総額を所得水準に応じて県内の各市町村に納付金として割り当てられた額となります。決算額は7億2,965万5,155円となりました。

介護納付金分は、県が介護納付金の推計を基に、保険料収納必要総額を算出し、当該総額を所得水準に応じて都道府県内の各市町村に納付金として割り当てられた額となります。決算額は2億6,241万5,763円となりました。

下に行きまして、次は保健事業費です。これは我孫子市が実施している短期人間ドック事業、糖尿病性腎症重症化予防事業、はり・きゅう・マッサージへの助成事業などに係る費用で、決算額は前年度に比べ513万9,397円減少し、4,201万1,196円となりました。

下に行きまして、諸支出金です。償還金及び還付加算金は、国保の資格を喪失した方の納め過ぎた保険税を還付するもの及び前年度の国・県支出金などの精算により返還金が生じた場合に支出するものです。決算額は前年度に比べて86万4,811円減少して、2,859万2,322円となりました。

最後に、一般会計繰出金です。特定健診や特定保健指導については健康づくり支援課に執行委任しており、そのための経費を一般会計へ繰り出すもので、決算額は前年度に比べて319万4,445円減少し、8,195万6,451円となりました。

なお、3ページには我孫子市国民健康保険事業の状況を記載させていただきました。参考に御覧ください。

以上で「令和2年度国民健康保険事業特別会計決算について」、説明を終わります。

○会長 ただいま「令和2年度国民健康保険事業特別会計決算について」の説明が終わりました。

これより質疑応答に移らせていただきます。なお、一問一答の形式を取らせていただきますので、御協力をお願いいたします。

それでは御質問のある方は挙手をお願いいたします。

○委員1 1ページの歳入なのですが、中段の国庫支出金のところで社会保障・税番号制度システム整備費補助金がありますけれども、これは先ほど説明がありましたように、医療機関の窓口においてマイナンバーカード・国民健康保険証を用いたオンラインの資格承認ができるようにシステムを改修する経費として393万9,000円の国庫補助

金が交付されたということですが、これについては10月1日からマイナンバーカードの本格的運用が開始されているようですし、また先日も健康保険証としての利用登録をするとマイナポイントがもらえるとか、そういった閣議決定がされたようですけれども、これによって我孫子市として、あるいは国保年金課として、何か影響というものは出てきているのでしょうか。

○会長 ただいまの件について、事務局はいかがでしょうか。

○事務局 マイナンバーですけれども、市のほうでの影響ということで、マイナンバーカードを病院の窓口で提示することで情報連携ができるということで、お医者さんのほうでは医療情報であるとか、そういったものがマイナンバーを利用することで情報が得られるということがあるのですけれども、市のほうとしましては、それによって医療費の過誤調整の業務が軽減されるだろうという前提で事務を進めているわけですが、今回のところ、マイナンバーのそういった利点がなかなか感じ取れないような状況となっているところがございます。これから病院のほうでの普及が進んでくるにつれて、そういったところの利点が市のほうの事務に活かされてくるのではないのかなというようなことで期待はしているところがございます。

○会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○委員1 現在、市内の医療機関、薬局などで、マイナンバーカードが健康保険証として利用できる場所はどのくらいあるのでしょうか。

○会長 お願いいたします。

○事務局 給付担当の山本と申します。回答いたします。

11月7日現在のデータになりますが、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる市内の医療機関等につきましては9つとなっております。そのうち病院等につきましては2つ、歯医者につきましては1か所、薬局につきましては残りの6か所という形になっております。以上です。

○委員1 分かりました。現在、健康保険証として利用できる医療機関が全体で9つということで、ちょっと少ないかなと思いますけれども、国のほうがこの事業を推進して、令和5年3月までにほとんどの医療機関が利用できるようにしたいとかいったような話も聞きますけれども、今後マイナンバーカードが普及していくことになると、今、被保険者証を使っているということになりますが、その発行が減っていくとか、あるいは全員に発行しなくなるといったようなことで、将来的には全く被保険者証を使わないよと

いったようなことになるのかなとも思いますけれども、将来的に被保険者証を廃止するか、そういった予定というものはあるのでしょうか。

○事務局 お答えいたします。

今のところ普及状況が、まだかなり低い状況でございます。100%に近い水準までこれが伸びないと、病院様のほうに提示するものがマイナンバーでは確認が取れないという状態になってしまいますので、当面は保険証の発行は続けていかなければいけないと考えているところでございます。見通しにつきましては、まだついてはおりませんが、目指すところはマイナンバーカードで受診していただくということだと考えております。以上です。

○委員1 分かりました。ありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御質問等はございませんでしょうか。

○委員1 同じく1ページの中段、先ほどの国庫支出金のところですが、国民健康保険災害等臨時特例補助金がありますが、新型コロナウイルス感染症対応による保険税減免をしたということで、減免額の10分の6相当に要した経費ですかね。それについて交付される補助金ということですが、この減免の対象となった方というのは、どういふ方を対象としていたのでしょうか。また、減免の対象となった人数がどれだけいて、そのうち何人が申請して承認されたのか。減免した額の最高額はどれぐらいの減免をしているのか、平均すると1人当たりどのぐらいの減免額になっているのかといった詳細を教えてください。

○会長 事務局からお願いします。

○事務局 まず、このコロナの保険税の減免の対象者をお知らせします。1、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、または傷病を負った場合。2、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が次の1～3全てに該当する場合ということで、1が世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）前年の当該事業収入等の額の30%以上であること。2として、世帯の主たる生計維持者の前年の総所得金額が1,000万円以下であること。3、主たる生計維持者の減少する事業収入等以外の前年所得額が400万円以下であることがあります。1の死亡とか重篤な傷病を負った場合に該当する場合は全額が免除となります。2として、先ほどの死亡、重篤以外の方

については、世帯の状況に応じて計算した部分が減免となります。

対象者の数ですけれども、承認した数しか調べてないのですが、令和2年度ですと150人、減免の全体の金額ですと2,949万1,800円。令和3年度ですと24人、金額ですと428万8,400円。令和2年度の減免額が一番高い人ですと47万5,700円、令和3年度の減免額が一番高い人は48万9,200円。1人当たりの減免額を計算しますと、大体19万4,139円となっております。以上です。

○会長 ありがとうございます。

○委員1 分かりました。ありがとうございます。実際に新型コロナの影響を受けた方も多いということが分かりました。ありがとうございました。

○会長 それでは、ほかに御質問はいかがでしょうか。

○委員2 高橋でございます。

関連質問といいますか、御存じでしたら教えていただきたいのですが、私、この会計の決算事務について拝聴するたびに思うのですけれども、皆さんに膨大な御負担がかかっていると思うんですね。国保事務についての広域化といいますか、例えば市町村単位で事務を行うのではなく、共通する特定の事務について県ベースで事務を処理することが検討されているのか、そういうことは千葉県においては全く検討されていないのか、そんな情報をお持ちでしたらお聞かせいただきたいのですが、何かございますか。

○会長 事務局の方、お願いします。

○事務局 回答します。

現在、千葉県におきましては、まずは保険料の統一というところを目指しております。目指す形によりまして、今、委員2がおっしゃられたような事務の共通化ですとか平準化というところのメニューに入っております。こういったものにつきまして、まず千葉県のほうでは令和6年度ぐらいまでをめどに、どういった形の統一を千葉県として目指すかというところの話合いが進んでおる状況です。こちらで事務の平準化等が決まった後に、おっしゃられたような広域的な事務をまとめて処理する、そういった話の仕組みが出てくるのではないかと考えております。以上です。

○委員2 ありがとうございます。私の推測ですけれども、先ほど皆さん大変だなというふうに申し上げたのですけれども、国保事務の一定の部分というのは、専門性といいますか、事業の事務の継承といいますか、そういう部分が大変あるかと思うのですけれども、当然異動がおりになる皆様方にとってみれば、新しく国保の御担当になられて一から勉

強されるとか、非常に大変だなというふうには思っておりますので、ぜひそういうのが一定の部分について事務の広域化がされればよろしいかなというふうに思っております。以上です。ありがとうございました。

○委員3 興味本位で申し訳ないのですが、先ほど委員1に御説明していただいた国民健康保険災害等臨時特例補助のコロナに対する減免の人数ですね。平成元年が20名で、2年は何名なんですか、我孫子市は。

○事務局 人数で言いますと、令和2年が150人。まだ令和3年度中ですので、今回適用される条件というのは変わらないのですけれども、ただ前は高い所得が落ちた比較での適用だったんです。そのときは高いところから低くですけれども、令和3年度につきましては、令和2年度で一旦低くなってしまっている方が同じように低くなっているものと比較になっておりますので、適用になられる方が減ってきている。ゼロ所得の方がこの適用にならないというような新聞での問題提起がされていた記事があったかと思うのですが、そういった形もありまして、今24人という状況となっております。

○委員3 分かりました。ありがとうございます。

○会長 よろしいですか。

ほかに御質問等はいかがでしょう。

○委員1 もう1点だけお伺いしたいと思いますけれども、国保の財政調整基金についてお伺いしたいと思います。決算書で行きますと1ページの繰入金の中の一部ということになるかと思うのですけれども、市のホームページなどで見ますと、基金からの繰入金として2億3,273万1,000円、基金を取り崩して国保会計に入れていると思います。昨年の説明で平成31年度から基金の取り崩しを行っている。毎年取り崩して令和3年度には枯渇する見通しだよという話があったかと思いますが、改めてその後の基金の残高の推移、どういう形で推移しているかと現在の基金の積立額がどのようになっているかをお伺いしたいと思います。

○会長 お願いいたします。

○事務局 回答いたします。

まず令和2年度末時点の基金残高につきましては2億3,735万円となっております。また、令和3年9月補正後の予算額になりますが、今のところの今年度中に繰り入れる予定の額としましては2億2,009万7,000円という想定となっております。現時点のままで行きますと、令和3年度末時点の基金残高につきましては1,725万3,000

0円になる見通しです。以上です。

○委員1 かなり金額的にも枯渇というか、ほとんどなくなるような状況かなと思うのですけれども、今後の不測の事態に備えるため、一定程度の基金の残高を持っていたほうがいいのかなと思うのですけれども、今後についてはどのように考えているのでしょうか。

○事務局 基金に積立てをするというのは今非常に厳しい状況でございます。金のほうにお金を準備するということが、なかなかできない状況でございますので、私どもが考えているものにつきましては、昨年、令和3年度に向けて税率の改定をさせていただきました。今後も税率の改定を含めながら、一般会計からのその他繰入金もできる限り行わないような形で考えております。というのも、自分の医療費の保険に入っているながら国保加入者分の保険料まで負担を強いられるというような形になってきますので、こういったものはできるだけ行わない方向では考えていますけれども、なかなか厳しい状況ではございますので、いわゆる保険税率の改定プラス一般会計からの繰入れ、赤字補填という形になるかと考えますが、そういった方向を今後も検討していかざるを得ないのではないかなというように考えております。以上です。

○委員1 分かりました。決算とは関係ないですけれども、今年度の税率改定を行ってもまだまだ厳しく、一般会計からのいわゆる制度外の繰入金というのですか、そういうのもやらないといけない状況にあるようなお話だったかと思うのですけれども、財政調整基金というのは安定した国保事業を運営していくためには非常に大事なもので、有意義なものだと思っておりますので、厳しい財政状況下にあるとは思いますが、今後の安定した国保財政を運営していくためにも、できれば積立てについても考慮しながらやっていっていただきたいと思っています。ありがとうございました。

○会長 ありがとうございました。

ほかに御質問等はいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

ないようであれば、これで質疑を打ち切りということでもよろしいでしょうか。

2. 我孫子市福祉総合計画推進協議会委員の選任について

○会長 それでは次に、議題2「我孫子市福祉総合計画推進協議会委員の選任について」に移らせていただきたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 国保年金課長の本庄です。よろしくお願ひいたします。

私から、「我孫子市福祉総合計画推進協議会委員の選任について」、御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

資料No.2を御覧ください。健康福祉部の社会福祉課から当該協議会委員の推薦について依頼がありましたので、今回の国保運営協議会において皆様の承認を得た上で推薦させていただく方を決めさせていただきたいと考えております。

我孫子市福祉総合計画推進協議会では、我孫子市の福祉施策を推進する総括的な役割を担い、健康福祉総合計画の策定・進行管理及び特に重要な案件等について御意見を頂く協議会としています。1番の推薦の依頼人数は2名以内とされています。社会福祉課に確認しましたところ、1名でもよいとのことでした。2番目の委嘱期間につきましては、令和3年10月1日から令和6年9月30日の3年間となっておりますが、今回推薦させていただきます委員様におかれましては、国保運営協議会の委嘱期間が令和4年9月30日までとなっておりますので、任期は委嘱日から令和4年9月30日までとなります。この協議会の開催は年2回程度を予定しているとのことでした。

事務局では、選任に当たり、まず立候補していただいた方を推薦させていただきたいと考えております。また、立候補される方がいらっしゃらない場合は、事務局に一任していただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま「我孫子市福祉総合計画推進協議会委員の選任について」の御説明が終わりました。ただいまの御説明を聞いた上で、立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。挙手をお願いいたします。

立候補の方がいないようでしたら、事務局に一任するという事で御了承いただけますでしょうか。

それでは事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局としましては被保険者代表から高橋裕委員を推薦させていただきたいと考えております。

高橋さん、よろしいでしょうか。

○委員2 私なんかでよろしいのでしょうか。(拍手)

では、謹んでお受けいたします。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

3. その他

○会長 それでは、最後に「その他」ということで、何か議題として取り上げたいものがございますでしょうか。

ないようですので、議題につきましてはこれで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

三 閉 会

○会長 以上をもちまして、令和3年度第1回我孫子市国民健康保険運営協議会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

○事務局 会長並びに委員の皆様、長時間にわたり御審議頂き、ありがとうございました。

なお、令和3年度第2回我孫子市国民健康保険運営協議会の開催は、現時点では2月中旬頃の開催を予定しています。2月の開催希望日についてのアンケートを後日送付させていただきますので、回答をお願いいたします。

それでは、今後ともよろしく願いいたします。本日は大変お疲れさまでした。

午前10時58分閉会